

委員会提出議案第9号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年3月29日提出

議会運営委員会委員長 厚地 弘行

三田市条例第 号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例

三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長公室、危機管理課」を「総合政策部」に、「福祉共生部」を「共生社会部」に、「地域創生部」を「地域共創部」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の三田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により選任された委員会の委員は、この条例による改正後の三田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により選任された委員会の委員とみなし、現に改正前の条例の規定により互選された委員会の委員長及び副委員長は、改正後の条例の規定により互選された委員会の委員長及び副委員長とみなす。この場合において、当該選任されたものとみなされる者の任期は、改正前の条例の規定により選任された委員会の委員とした場合における当該委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定により所管する各常任委員会に閉会中の継続審査事件として付議されている事件は、改正後の条例の規定により所管する各常任委員会に付議された事件とみなす。